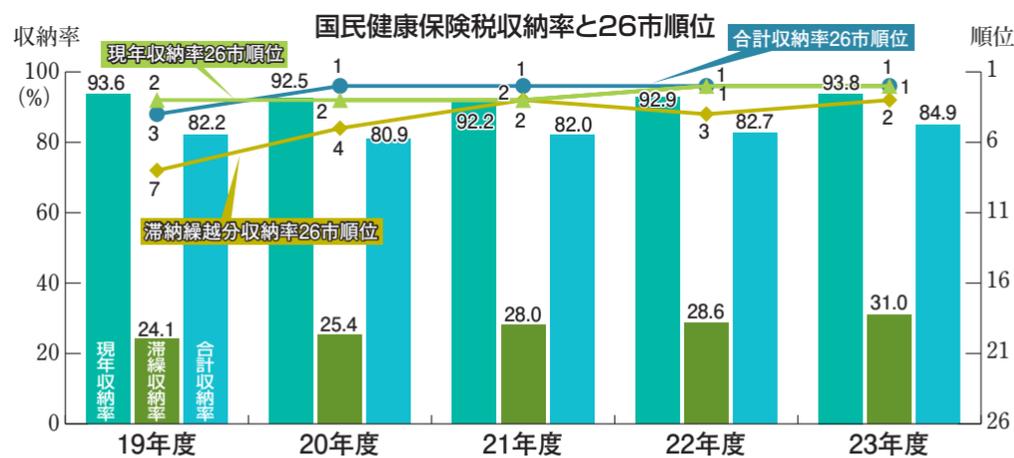
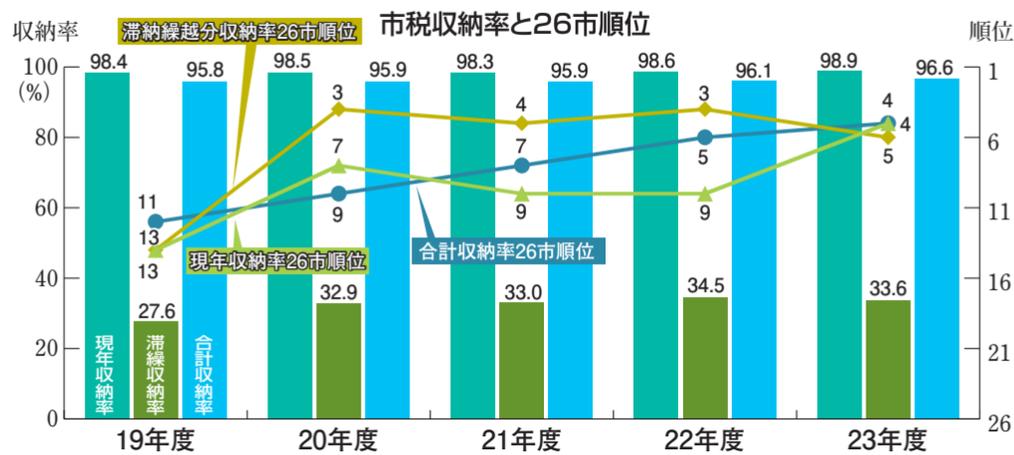


税負担の不公平感を解消するため 滞納処分を強化しています



市では、皆さんに納めていただいている貴重な税金を主な財源として、さまざまな市民サービスを提供しています。市税や事業を支える財源を安定して確保するため、市税などは納期限内の納付に、ご協力をお願いいたします。

詳しくは納税課 ☎ 470・7730へ。

滞納による財産差し押さえまでの流れ

滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

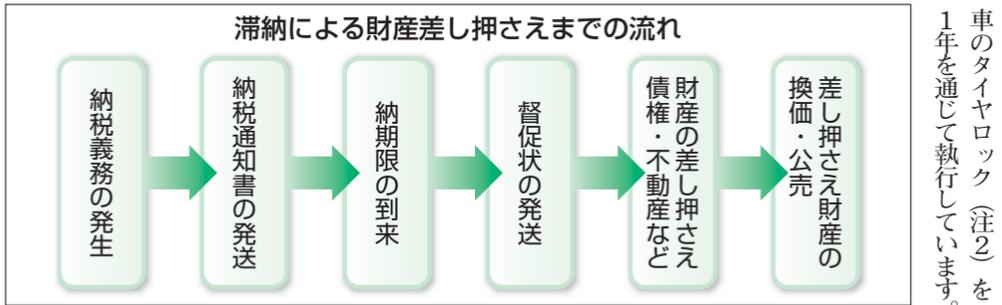
市では、督促状や催告書などで再三に渡り納税をお願いしても納付されない、または納税相談の要請に応じないなどの場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの捜索(注1)や、自動車(軽自動車を含む)・自動二輪

滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

市では、督促状や催告書などで再三に渡り納税をお願いしても納付されない、または納税相談の要請に応じないなどの場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの捜索(注1)や、自動車(軽自動車を含む)・自動二輪



タイヤロック装置や封印を破棄した場合は、刑法第96条の封印等破棄罪が適用されます



徴税吏員の持つ最大の強制調査権の一つに、滞納者側に拒否権のない捜索があります。この強制調査権の行使により差し押さえ、引き揚げた動産や差し押さえた不動産を公売して、滞納税に充当すること、滞納の解消に努めています。

※(注1) 捜索とは、国税徴収法第142条に基づく滞納処分で、徴税吏員が滞納者の自宅などで、差し押さえるべき財産を発見するためなどに行う強制捜査です。徴税吏員に与えられた最も強い権限で、相手の意思に関係なく、裁判所の捜索令状も必要ありません。

※(注2) タイヤロックとは、自動車の差し押さえにおいて、滞納者の所有する自動車のタイヤを固定する装置で、国税徴収法第71条第5項に基づき、走行不能とする措置です。タイヤロックを行っても、滞納者が納税しない場合は、差し押さえた自動車を引き揚

《今号の主な内容》今号の紙面数は12面です

- 「やさしい博士になろう」を開催します
- 10月11日に第42回市民文化祭を開催されます
- 中央図書館で「地域資料展」を開催します
- ファミリースポーツフェスティバルを開催します

4面
7面
9面
10面

開催します

◆24年度事務事業
見直しのための仕分け
詳細は2面を、ご参照ください

24年度市税などの納期一覧

	固定資産税・都市計画税	市・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
10月		3期(10/31)	4期(10/31)	4期(10/31)
11月			5期(11/30)	5期(11/30)
12月	3期(12/25)		6期(12/25)	6期(12/25)
25年1月		4期(1/31)	7期(1/31)	7期(1/31)
2月	4期(2/28)		8期(2/28)	8期(2/28)
3月			9期(3/25)	

滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

市では、督促状や催告書などで再三に渡り納税をお願いしても納付されない、または納税相談の要請に応じないなどの場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの捜索(注1)や、自動車(軽自動車を含む)・自動二輪

滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

市では、督促状や催告書などで再三に渡り納税をお願いしても納付されない、または納税相談の要請に応じないなどの場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの捜索(注1)や、自動車(軽自動車を含む)・自動二輪

滞納者宅の捜索・タイヤロックを実施

市では、督促状や催告書などで再三に渡り納税をお願いしても納付されない、または納税相談の要請に応じないなどの場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの捜索(注1)や、自動車(軽自動車を含む)・自動二輪